

### 第3節 銀行に対する金融検査

#### I 検査実施状況の概要

##### 1. 主要行に対する検査実施状況の概要（資料 19-1-5 参照）

主要行においては、前事務年度に引き続き金融検査マニュアルに基づき、法令等遵守態勢、リスク管理態勢等についての的確な実態把握に努めてきたところである。本事務年度の検査の実施にあたっては、金融監督庁発足後、二巡目の検査となることから、前回検査における指摘事項の改善状況について重点的に確認してきたところである。また、前事務年度に引き続き、業態毎に編成される検査班の枠組みとは別に、市場関連リスク、システムリスクといった、より専門性が要求されるリスクカテゴリーについて、必要に応じ機動的・弾力的に専門班を編成し、深度ある検査の実施に努めたところである。

主要行に対する検査については、平成 13 年 5 月 31 日現在、8 行に対して検査に着手している。また、そのうち、1 行に対して検査結果を通知している。

なお、検査にあたっては、主要行 1 行あたり平均して 41.8 日間の立入日数で、16.3 人を投入している。

##### 2. 地方銀行・第二地方銀行に対する検査実施状況の概要（資料 19-1-5 参照）

地方銀行・第二地方銀行においては、主要行同様、金融検査マニュアルに基づき、法令等遵守態勢、リスク管理態勢等についての的確な実態把握に努めてきているところである。

地方銀行・第二地方銀行に対する検査については、平成 13 年 5 月 31 日現在、地方銀行 17 行（金融庁 11 行、財務局等 6 行）、第二地方銀行 20 行（金融庁 9 行、財務局等 11 行）に対して検査に着手している。また、そのうち、地方銀行 7 行、第二地方銀行 9 行に対して検査結果を通知している。

なお、検査にあたっては、地方銀行・第二地方銀行 1 行あたり平均して 25.0 日間の立入日数で、7.4 人を投入している。

#### II 検査結果の概要

検査（平成 11 検査事務年度に着手した一部検査を含む。）において指摘した主な事例は以下のとおりである。

##### (1) 法令等遵守態勢

コンプライアンス担当部署の役割・位置づけが不明確である。また、コンプライアンスプログラムの進捗状況についても正確に把握・評価がなされていない。

##### (2) リスク管理態勢全般

リスク管理は各担当部署任せとなっており、統合的にリスクの現状を認識できる体制となっていない。

##### (3) 信用リスク管理態勢

- ① クレジットポリシー等、信用リスク管理の基本的な事項にかかる規程やその運用基準が整備されていない。
  - ② 信用格付について、債務者区分や適用金利等との相関性が希薄であるほか、信用格付の更新が営業店任せとなっていることなど、その効果的な活用がなされていない。
- (4) 市場関連リスク管理態勢
- ミドルオフィスは、リスク量計測等の計表作成の作業が中心となっており、リスク分析面での能動的な活動ができる態勢となっていない。
- (5) システムリスク管理態勢
- ① 外部委託先の管理状況等に対するチェックが行われていない。
  - ② 分散系システムについて、システム統括部署による統合的な管理が不十分となっている。
- (6) 事務リスク管理態勢
- 事務ミス等について、再発防止のための内容分析が不十分となっている。